電子提供措置の開始日　2023年３月３日

第３期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

（2022年１月１日から2022年12月31日まで）

■事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」 …… 1 頁
■連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 …… 5 頁
■連結計算書類の「連結注記表」 …… 6 頁
■計算書類の「株主資本等変動計算書」 ……23頁
■計算書類の「個別注記表」 ……24頁

株式会社 ADワークスグループ
証券コード：2982

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

①当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月１回開催する。

イ．取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行う。

ウ．当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査・監督を行う。

エ．当社は、コンプライアンス・オフィサーに、子会社におけるコンプライアンスに係る事項を管理する機能を担わせる。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．株主総会、取締役会、経営役員会、経営会議の議事録を法令、定款及び規程に従い作成し、適切に保存・管理する。

イ．経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達・諸規程なども、所定の手続きに基づいて作成し、所管部署で適切に保存・管理するとともに、必要に応じてグループウェアシステムを活用し社内周知する。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行う。

イ．リスク管理については、当社グループ全体で実効ある形で推進するために「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会の運営・体制は、「リスク管理規程」に定める。

ウ．反社会的勢力との関係遮断については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加盟するとともに、全部署での意識の醸成を図りつつ、業務形態に応じたチェックシステムの整備を推進する。

エ．当社は、「関係会社規程」に基づき、管理部門の各部門長に、子会社におけるリスクを管理する機能を担わせる。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．経営会議を設置し、月次の業績及び問題点の把握、改善策等を討議する。

イ．取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。

ウ．業績管理に資する財務データについては、迅速かつ的確に取締役に提供する。

エ．当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

⑤当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの「企業行動憲章」を定め、法令と社会的規範遵守について全従業員に教育・啓蒙を実施する。

イ．法令及び定款等への適合の確保については、法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を通じて、法令遵守を徹底する。

ウ．内部監査室が、各部署における業務執行が法令・定款・社内諸規程に適合しているか否かの監査を実施する。

⑥当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項を明確にし、当社に対する報告を求め、その執行状況をモニタリングする。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査等委員会の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査等委員会の判断で実施可能な体制を維持する。

イ．監査等委員会の職務を補助する使用人については、その必要が生じた場合、監査等委員会の求めに応じて設置する。

⑧当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア．監査等委員である取締役が、経営役員会、経営会議、その他の重要な会議に出席することができる体制を維持する。

イ．監査等委員である取締役が、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を実施することができる体制を維持する。

ウ．監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査等委員である取締役が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制を維持する。

イ．監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としたものであります。

当社において、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名及び監査等委員である取締役４名（すべて社外取締役）の10名で構成されており（2022年３月25日までは取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名及び監査等委員である取締役４名（すべて社外取締役）の９名で構成)、定時取締役会を月１回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、会社経営の基本方針・中期経営計画などに基づく業務執行についての必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的として、経営役員（代表取締役、経営企画担当取締役及び取締役会において経営役員として選定された取締役）を構成メンバーとする経営役員会を月１回以上任意に開催しております。

さらに、経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、経営役員の指名する者をもって構成する経営会議を月１回開催しております。

当事業年度においては、取締役会を17回（書面決議3回を含む)、経営役員会を27回(書面決議8回を含む)、経営会議を12回、それぞれ開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

②リスク及びコンプライアンスの管理について

リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理を行い、その結果を取締役会に報告し、リスクの共有を図るとともに、リスクの低減に努めております。

また、法務部門において、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社及び子会社に対して教育・啓蒙の実施をするとともに、関連法令の制改定等の周知、各種書面の審査等を実施しております。

反社会的勢力との関係遮断については、当社グループの企業行動憲章に「反社会的勢力とは、一切の関わり合いを持ちません。」と明記し、役員・従業員全員に周知・徹底を図るとともに、「取引審査規程」に基づき審査を行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしております。

③内部監査について

内部統制の有効性及び実際の業務執行状況の内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室を設置して対応しております。内部監査室は、各部門に対して年度計画に則して、業務活動の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

④当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、子会社に対して、「関係会社規程」に基づき、リスク・コンプライアンスに関する事項や職務の効率性に関する事項について監督を行うとともに、子会社の自主性を尊重しつつ、職務の執行状況のモニタリングを行っております。

⑤監査等委員会について

監査等委員会は、社外取締役４名の監査等委員である取締役で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に係わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。また、監査等委員は、重要な会議体である経営役員会、経営会議等に任意に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び各部門の責任者等に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集しております。

当事業年度においては、監査等委員会を15回開催しております。

また、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

連結株主資本等変動計算書

(自　2022年1月1日　至　2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,084,269	5,100,853	3,589,513	△50,264	14,724,370
当期変動額					
新株の発行	5,920	5,920			11,840
新株の発行（新株予約権の行使）	141,952	141,952			283,905
剰余金の配当			△164,424		△164,424
親会社株主に帰属する当期純利益			527,193		527,193
自己株式の取得				△305,980	△305,980
自己株式の処分		80,242		60,564	140,807
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	147,872	228,115	362,768	△245,415	493,341
当期末残高	6,232,142	5,328,968	3,952,281	△295,680	15,217,712

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△5,270	57,548	52,278	11,477	29,589	14,817,716
当期変動額						
新株の発行						11,840
新株の発行（新株予約権の行使）						283,905
剰余金の配当						△164,424
親会社株主に帰属する当期純利益						527,193
自己株式の取得						△305,980
自己株式の処分						140,807
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,405	524,200	517,794	9,856	19,126	546,777
当期変動額合計	△6,405	524,200	517,794	9,856	19,126	1,040,118
当期末残高	△11,676	581,748	570,072	21,334	48,716	15,857,835

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　13社、非連結子会社の数　１社

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

（1）連結子会社の名称

株式会社エー・ディー・ワークス
株式会社エー・ディー・パートナーズ
株式会社スミカワＡＤＤ
株式会社エンジェル・トーチ
株式会社ジュピター・ファンディング
A.D.Works USA, Inc.
ADW Management USA, Inc.
ADW-No.1 LLC
ADW Lending LLC
ADW Hawaii LLC
Avenue Works Burnside LLC
Avenue Works Normandie LLC
Avenue Works Ardmore LLC

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、2022年４月１日付で当社の連結子会社であった株式会社澄川工務店は、同じく当社の連結子会社である株式会社エー・ディー・デザインビルドを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、同日付で株式会社エー・ディー・デザインビルドは株式会社スミカワＡＤＤへと商号を変更しております。

（2）非連結子会社の名称

ＪＭＲアセットマネジメント株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類等に重要な影響を及ぼさないためであります。

２．重要な会計方針に関する事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法
以外のもの （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産、仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
2007年３月31日以前に取得した有形固定資産
旧定率法
2007年４月１日以降に取得した有形固定資産
定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 ８年～47年
車両運搬具 ５年
工具器具備品 ２年～20年

② 無形固定資産
定額法
のれんは、５年間で均等償却しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

３．その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費
定額法を採用しております。
償却年数 ３年

② 社債発行費
社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。

③ 創　　立　　費　　定額法を採用しております。
償却年数　5年

(2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 収益不動産販売事業

国内においては株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国においてはADW-No.1 LLC及びADW Hawaii LLC等が担っております。当事業においては、収益不動産を独自の営業ルートにより仕入れ、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等のバリューアップを施した上で、個人富裕層を中心とした投資家や不動産オーナー、事業法人機関投資家等に販売しております。当事業では、顧客との不動産売買契約に基づき、バリューアップを施した収益不動産の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。なお、一部の不動産売買契約において、当社グループは引き渡した不動産に契約不適合（瑕疵）が検出された場合の修繕費用及び引き渡し時に未実施の工事費用を保証する義務を負っております。当該履行義務は実際に修繕または工事が行われる、あるいは保証期間終了時の一時点で充足されるものであり、当該事象発生時点において収益を計上しております。

② ストック型フィービジネス

国内においては株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社エー・ディー・パートナーズ及び株式会社スミカワＡＤＤが担い、米国においてはADW Management USA, Inc.、ADW Lending LLCが担っております。当事業においては、主に管理受託不動産のプロパティ・マネジメントを行っております。プロパティ・マネジメントでは、顧客との賃貸管理契約に基づき、テナントの賃料及び敷金等出納業務、入退去手続等を実施し、テナントから受領した賃料等からそれらの業務手数料を控除した金額を顧客に送金する義務を負っております。当該履行義務は顧客への送金が完了する一時点で充足されるものであり、当該送金時点において収益を計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収

益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

(6) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

4．会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループは、主要な事業として収益不動産販売事業及びストック型フィービジネスを行っております。これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

収益不動産販売事業は、国内においては株式会社エー・ディー・ワークスが担い、米国においてはADW-No.1 LLC及びADW Hawaii LLC等が担っております。当事業においては、収益不動産を独自の営業ルートにより仕入れ、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等のバリューアップを施した上で、個人富裕層を中心とした投資家や不動産オーナー、事業法人機関投資家等に販売しております。当事業では、顧客との不動産売買契約に基づき、バリューアップを施した収益不動産の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。なお、一部の不動産売買契約において、当社グループは引き渡した不動産に契約不適合（瑕疵）が検出された場合の修繕費用及び引き渡し時に未実施の工事費用を保証する義務を負っております。当該履行義務は実際に修繕または工事が行われる、あるいは保証期間終了時の一時点で充足されるものであり、当該事象発生時点において収益を計上しております。

ストック型フィービジネスは、国内においては株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社エー・ディー・パートナーズ及び株式会社スミカワＡＤＤが担い、米国においてはADW Management USA, Inc.、ADW Lending LLCが担っております。当事業においては、主に管理受託不動産のプロパティ・マネジメントを行っております。プロパティ・マネジメントでは、顧客との賃貸管理契約に基づき、テナントの賃料及び敷金等出納業務、入退去手続等を実施し、テナントから受領した賃料等からそれらの業務手数料を控除した金額を顧客に送金する義務を負っております。当該履行義務は顧客への送金が完了する一時点で充足されるものであり、当該送金時点において収益を計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度における売上高、売上原価、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微でございます。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」注記において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

５．会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
販売用不動産	37,351,103
仕掛販売用不動産	4,137,456

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。正味売却価額は、個別物件ごとの取得時又は計画変更時の事業計画における販売見込額から改修費または建設費の今後の発生見込額及び販売経費等見込額を控除して算定しておりますが、一部の物件については、社外の不動産鑑定士の評価を利用しています。

② 主要な仮定

販売見込額の算定に用いる個別物件ごとの賃料や利回り等については、市場の動向、類似不動産の取引事例や過去実績等を総合的に勘案しております。また、建築費の今後の発生見込み額については、建築マーケットの状況、追加工事の発生状況等を勘案しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、2023年以降徐々に収束に向かい、社会・経済活動も緩やかに回復するものと仮定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、連結計算書類作成時点における最善の見積りに基づき決定しておりますが、不動産販売市況の悪化に伴う販売価格の低下、建築価格の高騰、追加工事の発生等により、正味売却価額の見積りと実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を及ぼす可能性があります。

6．追加情報

（1）信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループは、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度が2019年５月で終了したため、2019年６月４日開催の同社取締役会決議及び2019年６月25日開催の第93期定時株主総会承認を得て、同社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び国内に本店が所在する同社子会社の代表取締役に対する報酬制度として、役員株式報酬信託（以下「本制度」といいます。）を継続導入いたしました。その後、同制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年４月１日設立の株式会社ＡＤワークスグループでの同制度の承継の承認を得、2020年４月１日の当社取締役会において承継を決定いたしました。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②短期業績連動報酬、③長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬として単年度利益計画の達成を目安に支給する金銭賞与、③将来の企業価値向上に連動する長期企業価値連動報酬としての株式報酬であります。

② 本制度により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。

③ 本制度は、株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。

④ 2019年６月、2020年３月及び2021年３月の各対象会社の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年４月（2020年４月以降は翌年１月）に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、266,140千円、1,728,900株であります。また、2022年８月に現行の本制度の信託が終了することから、2022年３月25日開催の第２期定時株主総会において本制度の継続が承認されております。

（2）信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）の導入（従業員持株会専用信託）

当社グループは、2019年６月４日開催の株式会社エー・ディー・ワークス取締役会において、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、2020年４月１日開催の当社取締役会において、同制度の承継を決議いたしました。

本プランは、従業員持株会と信託機能を組み合わせることにより、信託期間における当社株価上昇に伴う信託利益をインセンティブとして従業員に配分できる仕組みです。これにより、当社グループ従業員が一体となり、成長していくことを後押しします。また、主に以下の効果を期待しております。

① 中期経営計画の主体的な推進と企業価値向上への意欲向上
② 会社の業績と個人の資産形成とを同軸で見据えることによる会社へのロイヤリティーの醸成
③ 投資による経済・社会の活性化の一端を担うという高次元の意識の育成

なお、本プランによる当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、従業員持株会信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度15,687千円、74,700株であります。また、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、前連結会計年度54,710千円であります。

なお、本プランについては、2022年９月をもって、従業員持株会への売却により当該信託が所有する当社株式がなくなったため終了しました。

７．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	39,389,953千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	3,576,279千円
長期借入金	26,785,211千円
計	30,361,491千円

（2）資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	129,145千円

(3) 消費税等引当見積額

東京国税局から税務調査を受け、2018年７月31日に更正通知書を受領しております。更正通知については、当社グループと東京国税局との間で見解の相違がありますが、税務上は東京国税局の見解に基づいた計算をした結果、連結貸借対照表に次のものが含まれております。

① 販売用不動産	
2019年３月期以降分の消費税等引当見積額のうち販売用不動産に係るもの	11,903千円
② その他流動資産	
税務調査対象期間(2015年３月期から2017年３月期までの３期間)分の消費税等、加算金及び2018年３月期分の消費税等引当見積額に係る仮納付額	759,231千円
③ その他流動負債	
税務調査対象期間(2015年３月期から2017年までの３期間)分の消費税等及び加算金に係る仮納付相当額	537,233千円
2018年３月期分の消費税等仮納付相当額	221,997千円
2019年３月期以降分の消費税等引当見積額	48,204千円

(4) 売掛金及びその他のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	136,788千円
契約資産	29,369千円

(5) その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	219,042千円

8．連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（経緯）

国内建設・内装工事事業については、来期以降も経常的な損失が予想されるため、減損損失を認識いたしました。

（減損損失の金額）

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
東京都	本店事務所等	建物	7,421
	事業用資産	車両運搬具	46
	事業用資産	工具器具備品	2,959
	本店事務所等	土地	12,431
	その他	のれん	20,345
合計			43,205

（グルーピングの方法）

国内建設・内装工事事業を行う事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として行いました。

（回収可能価額の算定方法等）

使用価値、割引率4.9%

9．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　49,098,364株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	164,424	3.50	2021年12月31日	2022年3月10日

（注）配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式及び従業員持株会専用信託の導入に伴い設定した野村信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金950千円を含めて記載しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	220,251	4.50	2022年12月31日	2023年3月13日

(注) 配当金の総額には、役員株式報酬信託の導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)が所有する当社株式に対する配当金7,780千円を含めて記載しております。

(3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　2,665,300株

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブは、為替変動リスク、金利変動リスク等の回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。投資有価証券は、発行体の信用リスクや、為替変動リスクに晒されておりますが、当社の保有方針に照らした案件ごとの検証の実施や、為替変動のモニタリングなどを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、大幅な変動に対しては代替の調達手段確保を検討することとしているほか、一部については、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法により管理しております。

外貨建預金及び海外子会社に対する外貨建貸付金等の債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、原則、先物為替予約を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	394,635	394,635	－
資産計	394,635	394,635	－
(1) 社債	(1,038,300)	(1,046,389)	8,089
(2) 長期借入金	(31,406,297)	(32,030,871)	624,573
負債計	(32,444,597)	(33,077,260)	632,663

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注１) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等及び預り敷金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。なお、1年内償還予定の社債は社債、１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。デリバティブ取引については、注記事項（デリバティブ取引に関する注記）をご参照下さい。

(注２) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、(1) 投資有価証券には含まれておりません。市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価の対象としておりません。組合出資金は連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する事業体への出資であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日）第27項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

区分	2022年12月31日
非上場株式等	155,602
組合出資金	228,719

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	344,635	50,000	－	394,635
資産計	344,635	50,000	－	394,635

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	－	1,046,389	－	1,046,389
長期借入金	－	32,030,871	－	32,030,871
デリバティブ取引	－	405	－	405
負債計	－	33,077,665	－	33,077,665

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

非上場新株予約権は取得からの期間が短く、時価が取得価額に近似すると考えられるため、レベル２の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定されているため、レベル２の時価に分類しております。

11. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関係

(単位：千円)

デリバティブ取引の種類等	契約額等	契約額のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引 売建 米ドル	456,832	－	△405	△405

(注) 時価の算定方法　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関係

該当事項はありません。

12. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる収益	25,120,433
その他の源泉から生じる収益	2,735,694
合計	27,856,128

財又はサービスの種類別情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
主要な財またはサービスのライン	収益不動産販売事業	ストック型フィービジネス	
不動産販売	22,314,082	－	22,314,082
工事	－	1,661,678	1,661,678
不動産管理	－	935,345	935,345
その他	－	209,326	209,326
顧客との契約から生じる収益	22,314,082	2,806,351	25,120,433

地域別情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
主たる地域市場	収益不動産販売事業	ストック型 フィービジネス	
日本	19,444,984	2,740,835	22,185,819
米国	2,869,098	65,515	2,934,613
顧客との契約から生じる収益	22,314,082	2,806,351	25,120,433

(注) その他の源泉から生じる収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　3．その他連結計算書類の作成のための重要な事項　(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	136,788
契約資産	29,369
契約負債	219,042

主な顧客との契約から生じた債権は、請負管理及び業務委託契約について期末日時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、無条件になっている営業未収入金であります。

主な契約資産は、工事契約について期末時点で履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した売上収益に係る未請求の債権であります。契約資産は業務が完了し、契約条件に基づいて請求する時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

主な契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、71,088千円であります。また、契約負債の増減は、主として売買契約に伴う手付金の受取（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたもの及び未成工事受入金の受取（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

14. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	334円37銭
1株当たり当期純利益	11円32銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

（企業結合等関係）

（連結子会社間の吸収合併）

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称　株式会社エー・ディー・デザインビルド
事業の内容　リノベーション工事、改修工事
被結合企業の名称　株式会社澄川工務店
事業の内容　建設事業、内装工事

② 合併契約締結日

2021年12月23日

③ 企業結合日

2022年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式会社エー・ディー・デザインビルドを存続会社とし、株式会社澄川工務店を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

株式会社スミカワＡＤＤ

⑥ その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける人材・経営資源の有効活用を推進し、経営の効率化を図り、企業価値の向上を目指すことを目的としております。

両社とも、当社の100%子会社の合併であるため、合併による一切の対価の交付はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（改正企業会計基準第21号　平成31年1月16日）及び「企業結合会

計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（改正企業会計基準適用指針第10号　平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

(3) 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

株式会社エー・ディー・デザインビルド　ストック型フィービジネス

株式会社澄川工務店　ストック型フィービジネス

(4) 連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の額

株式会社澄川工務店　売上高　206,160千円

営業利益　10,943千円

(5) 親会社が交換損益を認識した子会社の企業結合において、当該子会社の株式を関連会社株式として保有する以外に継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自　2022年1月1日　至　2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,084,269	1,959,269	5,755,204	7,714,473	230,249	230,249
当期変動額						
新株の発行	5,920	5,920		5,920		
新株の発行（新株予約権の行使）	141,952	141,952		141,952		
剰余金の配当					△164,424	△164,424
当期純利益					316,251	316,251
自己株式の取得						
自己株式の処分			76,667	76,667		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	147,872	147,872	76,667	224,540	151,826	151,826
当期末残高	6,232,142	2,107,142	5,831,872	7,939,014	382,076	382,076

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△50,264	13,978,728	11,477	13,990,206
当期変動額				
新株の発行		11,840		11,840
新株の発行（新株予約権の行使）		283,905		283,905
剰余金の配当		△164,424		△164,424
当期純利益		316,251		316,251
自己株式の取得	△305,980	△305,980		△305,980
自己株式の処分	60,564	137,232		137,232
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			9,856	9,856
当期変動額合計	△245,415	278,825	9,856	288,682
当期末残高	△295,680	14,257,553	21,334	14,278,888

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価

仕掛販売用不動産 切下げの方法）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2007年３月31日以前に取得した有形固定資産

旧定率法

2007年４月1日以降に取得した有形固定資産

定率法（但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 ８年～47年

工具器具備品 ２年～20年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

a 株式交付費	定額法を採用しております。 償却年数　3年
b 社債発行費	社債の償還期間にわたり、定額法により償却しております。
c 創立費	定額法を採用しております。 償却年数　5年

② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として、グループ会社への経営指導料収入であります。経営指導料収入については、グループ会社に対し、経営・企画等の指導・助言等を行うこと、受託業務を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過につれて充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を行っております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

c ヘッジ方針

金利変動による金融負債の損失可能性を相殺する目的で行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手段の変動額の累計を比較することにより有効性を判定しております。

2．会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、計算書類に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3．追加情報

（1）信託を用いた役員株式報酬制度の継続導入（役員株式報酬信託）

当社グループは、株式会社エー・ディー・ワークスにおいて2014年度から導入していた信託を用いた役員株式報酬制度が2019年５月で終了したため、2019年６月４日開催の同社取締役会決議及び2019年６月25日開催の第93期定時株主総会承認を得て、同社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。）及び国内に本店が所在する同社子会社の代表取締役に対する報酬制度として、役員株式報酬信託（以下「本制度」といいます。）を継続導入いたしました。その後、同制度は2019年11月29日の同社臨時株主総会において2020年４月１日設立の株式会社ＡＤワークスグループでの同制度の承継の承認を得、2020年４月１日の当社取締役会において承継を決定いたしました。本制度の目的及び概要は以下のとおりです。

① 当社グループは、役員報酬制度として、①固定報酬、②毎年の成果に応じた短期業績連動報酬、③複数年度の業績や企業価値に連動した長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬としては単年度利益計画の達成を目安に支給する役員賞与、③企業価値及び長期業績連動報酬としての株式報酬であります。

② 本制度により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。

③ 本制度は、株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。

④ 2019年から2021年までの毎年６月に、各対象会社の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年４月に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相

当額の金銭を交付及び給付します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

なお、本制度による当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、役員株式報酬信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、266,140千円、1,728,900株であります。また、2022年８月に現行の本制度の信託が終了することから、2022年３月25日開催の第２期定時株主総会において本制度の継続が承認されております。

（2）信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）の導入（従業員持株会専用信託）

当社グループは、2019年６月４日開催の株式会社エー・ディー・ワークス取締役会において、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、2020年４月１日開催の当社取締役会において、同制度の承継を決議いたしました。

本プランは、従業員持株会と信託機能を組み合わせることにより、信託期間における当社株価上昇に伴う信託利益をインセンティブとして従業員に配分できる仕組みです。これにより、当社グループ従業員が一体となり、成長していくことを後押しします。また、主に以下の効果を期待しております。

① 中期経営計画の主体的な推進と企業価値向上への意欲向上
② 会社の業績と個人の資産形成とを同軸で見据えることによる会社へのロイヤリティーの醸成
③ 投資による経済・社会の活性化の一端を担うという高次元の意識の育成

なお、本プランによる当社株式の取得、処分については、当社と信託が一体であるとする会計処理を行っております。従って、従業員持株会信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度15,687千円、74,700株であります。また、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、前事業年度54,710千円であります。

なお、本プランについては、2022年９月をもって、従業員持株会への売却により当該信託が所有する当社株式がなくなったため終了しました。

４．会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

該当事項はありません。

② 担保に係る債務

該当事項はありません。

（2）資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	4,344千円

（3）保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

(株)エー・ディー・ワークス	4,620,400千円
ADW Hawaii LLC	761,034千円

（4）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	2,202,972千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,310,590千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	1,292,222千円
営業取引以外の取引による取引高	56,293千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式（注）	1,882,487株

（注）信託が所有する当社株式1,728,900株を含めて記載しております。

8．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
見積未払金	35,166千円
未払賞与	12,919 〃
未払事業税	1,699 〃
未払法定福利費	2,047 〃
その他	77,733 〃
小計	129,565千円
評価性引当額	△104,819千円
繰延税金資産合計	24,745千円
繰延税金負債	
その他	－千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	24,745千円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.3〃
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.2〃
受取配当金の益金不算入	△35.4
評価性引当額の増減	17.8〃
その他	0.1〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6%

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱エー・ディー・ワークス	東京都千代田区	100,000	収益不動産事業	(所有)直接100.0	役員の兼任	経営指導料の受取(注1)	1,226,270	未収収益	590,100
							資金の借入(注2)	1,132,735	—	—
							資金の返済(注2)	1,132,735	—	—
							利息の支払(注2)	6,349	未払費用	3,729
							資金の貸付(注2)	1,127,376	貸付金	927,739
							資金の回収(注2)	249,636	—	—
							利息の受取(注2)	4,069	未収収益/受取利息	3,880
							金融機関借入債務に対する保証(注3)	—	債務保証残高	4,620,400
子会社	㈱エー・ディー・パートナーズ	東京都千代田区	40,000	不動産管理事業	(所有)直接100.0	役員の兼任	経営指導料の受取(注1)	36,257	未収収益	16,618
子会社	㈱スミカワＡＤＤ	東京都稲城市	80,000	建設事業	(所有)直接100.0	役員の兼任	経営指導料の受取(注1)	3,438	—	—
							株式の譲受	143,013	子会社株式	232,093
子会社	㈱エンジェル・トーチ	東京都千代田区	100,000	コーポレート・ベンチャー・キャピタル投資事業	(所有)直接100.0	役員の兼任	資金の貸付(注2)	352,000	貸付金	352,000
							利息の受取(注2)	4,103	未収収益/受取利息	3,824

種　類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱ジュピター・ファンディング	東京都千代田区	9,000	その他金融業	(所有)直接100.0	役員の兼任	資金の借入(注2)	1,060,111	短期借入金	1,060,111
							資金の返済(注2)	390,868	—	—
							利息の支払(注2)	16,390	未払費用	2,620
子会社	ADW-No.1 LLC	米国カリフォルニア州	2,492,096	米国収益不動産事業	(所有)間接100.0	役員の派遣	経営指導料の受取(注1)	26,256	未収収益	2,037
子会社	ADW Hawaii LLC	米国カリフォルニア州	187,493	米国収益不動産事業	(所有)間接100.0	役員の派遣	金融機関借入債務に対する保証(注3)	—	債務保証残高	761,034

(注) 1　内容を勘案し、掛かるコストに対して複数の基準で料率を算定し、支払を受けております。
2　当社は、子会社との間で締結した「金銭消費貸借契約書（限度貸付)」に基づき、資金繰支援を目的として資金の貸付け及び借入をしております。また、利息については、市場金利を勘案して決定した利率に基づき支払を行っております。
3　債務の保証は、金融機関からの借入に対して当社が債務の保証を行ったものであります。なお、保証料は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項　③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	301円96銭
1株当たり当期純利益	6円79銭

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。